

平成 2 9 年 6 月 5 日 招 集

第 2 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成 2 9 年第 2 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 1 号	交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	平成 2 9 年 6 月 5 日		
報告第 2 号	交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	〃		
報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について （平成 2 8 年度天草市一般会計）	〃		
報告第 4 号	繰越計算書の報告について（平成 2 8 年度天草市下水道事業会計）	〃		
報告第 5 号	一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について	〃		
報告第 6 号	株式会社くらたけの経営状況の報告について	〃		
報告第 7 号	株式会社うしぶかの経営状況の報告について	〃		
報告第 8 号	株式会社プラスファイブの経営状況の報告について	〃		
報告第 9 号	有限会社愛夢里の経営状況の報告について	〃		
議第 3 4 号	専決処分事項の承認について（天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 3 5 号	専決処分事項の承認について（天草市税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 3 6 号	専決処分事項の承認について（天草市都市計画税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 3 7 号	専決処分事項の承認について（天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 38 号	天草市個人情報保護条例及び天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成 29 年 6 月 5 日		
議第 39 号	天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 40 号	天草市税条例及び天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 41 号	天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 42 号	字の区域の変更について	〃		
議第 43 号	字の区域の変更について	〃		
議第 44 号	字の区域の変更について	〃		
議第 45 号	和解及び損害賠償の額の決定について	〃		
議第 46 号	和解及び損害賠償の額の決定について	〃		
議第 47 号	平成 29 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）	〃		
議第 48 号	平成 29 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃		
議第 49 号	平成 29 年度天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃		
議第 50 号	平成 29 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃		

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 29 年 2 月 15 日（水曜日）
午前 9 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 天草市太田町 本渡運動公園駐車場内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、44 歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が、相手方車両と衝突し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 486,000 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 28 年 8 月 18 日（木曜日）
午後 5 時 50 分頃
- 2 事故発生場所 天草市太田町 太田児童公園付近
- 3 和解の相手方 トールエクスプレスジャパン株式会社（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が市道を走行していた際に、左から進入してきた相手方車両と衝突し、双方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 62,458 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 28 年度天草市一般会計補正予算（第 6 号、第 7 号、第 8 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成28年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	天草市複合施設整備推進事業	27,200,000	27,200,000					27,200,000
		コミュニティセンター整備事業	6,375,000	6,375,000					6,375,000
		天草市庁舎建設事業	70,000,000	70,000,000			70,000,000		
	4 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付等事務経費	6,702,000	6,702,000		6,702,000			
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備費補助金（地域密着型介護老人福祉施設整備）	133,400,000	133,400,000		133,400,000			
	3 児童福祉費	保育所等緊急整備事業	106,533,000	106,533,000		71,022,000			35,511,000
4 衛生費	2 環境費	海岸漂着物地域対策推進事業	7,829,000	7,829,000		6,223,000			1,606,000
		クリーンセンター施設整備事業	19,980,000	19,980,000					19,980,000
5 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	3,492,000	3,492,000		2,716,000			776,000
		産地パワーアップ事業	258,472,000	258,472,000		215,410,000			43,062,000
		省力・低コスト栽培事業（地域経済循環創造事業）	17,421,000	17,421,000					17,421,000
		中山間地域所得向上支援対策事業補助金	27,000,000	27,000,000		20,250,000			6,750,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	2 林業費	林道今田線普通林道開設事業	19,746,000	19,746,000		12,641,000	6,800,000		305,000
	3 水産業費	水産物流通荷さばき施設整備事業	163,500,000	163,500,000		139,000,000			24,500,000
		漁村再生交付金事業	75,300,000	61,182,000		35,467,979	21,900,000		3,814,021
		海岸堤防等老朽化対策事業	10,000,000	10,000,000		5,000,000			5,000,000
		崎津漁港漁業集落環境整備事業	100,000,000	98,764,000		49,382,000	49,300,000		82,000
6 商工費	1 商工費	6次産業化ネットワーク活動交付金	14,417,000	14,417,000		10,813,000			3,604,000
		(仮称)イルカセンター整備事業	24,496,000	24,340,000			18,000,000		6,340,000
7 土木費	1 土木管理費	建築基準法指定道路台帳整備事業	12,000,000	12,000,000		6,000,000			6,000,000
		民間建築物耐震改修促進事業	5,012,000	5,012,000		2,505,000			2,507,000
	2 道路橋梁費	市道改良(交付金)事業	102,000,000	96,239,000		44,389,000	13,400,000		38,450,000
		市道改良(単独)事業	10,000,000	10,000,000					10,000,000
	4 港湾費	港湾改修事業(交付金)	29,010,000	29,010,000		8,337,000	20,000,000		673,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	5 都市計画費	都市計画見直し事業	13,400,000	13,400,000					13,400,000
		都市計画基礎調査	10,000,000	10,000,000		3,936,162			6,063,838
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	62,375,000	52,182,200		35,520,000	11,000,000		5,662,200
	7 住宅費	市営住宅ストック総合改善事業	52,800,000	52,137,000		18,110,000			34,027,000
8 消防費	1 消防費	給水車導入事業（ふるさと応援寄附金活用事業）	14,000,000	10,872,240	9,800,000				1,072,240
		防災行政無線整備事業	900,333,000	900,332,960			900,300,000		32,960
9 教育費	2 小学校費	本渡東小学校建設事業	313,243,000	312,744,000		103,028,000	199,200,000		10,516,000
		有明小学校建設事業	527,962,000	527,962,000		120,091,000	387,500,000		20,371,000
	6 学校給食費	栖本学校給食センター整備事業	6,709,000	4,709,000					4,709,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設	現年発生補助農業施設災害復旧事業	11,100,000	9,426,000		9,001,830	100,000	127,252	196,918
		災害復旧費	現年発生県単独治山施設	3,840,000	3,840,000		3,340,000		500,000
	2 公共土木施設	現年発生補助公共土木施設	149,000,000	80,000,000		53,360,000	21,800,000		4,840,000
		災害復旧費	現年発生単独公共土木施設	18,000,000	15,000,000			13,200,000	
合 計			3,332,647,000	3,221,219,400	9,800,000	1,115,644,971	1,732,500,000	627,252	362,647,177

報告第4号

繰越計算書の報告について

平成28年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成29年6月5日提出

天草市長 中 村 五 木

平成28年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
						国県補助金	企業債	他会計補助金			
1 資本的支 出	1 建設改良 費	本渡処理区ポンプ場 及び処理場更新事業	309,300,000	177,645,212	131,617,000	64,808,211	65,800,000	1,008,789	37,788		国庫補助金の追 加交付及び国の補 正予算（第2次） に伴う事業のため、年度内の工事 完了が困難になっ た。
		高浜処理区管渠布設 事業	47,000,000	31,814,533	15,137,000	7,068,331	7,200,000	868,669	48,467		国庫補助金の追 加交付に伴う事業 のため、年度内の 工事完了が困難に なった。
計			356,300,000	209,459,745	146,754,000	71,876,542	73,000,000	1,877,458	86,255		

報告第 5 号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 6 号

株式会社くらたけの経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社くらたけの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 7 号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 8 号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 9 号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 3 4 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第5号

専 決 処 分 書

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 14 号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年天草市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 35 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第2号

専 決 処 分 書

天草市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 11 号

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項の申告書」を「第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

第 48 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同条第 3 項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第 5 項第 1 号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「については」の次

に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を削り、同条第11項を同条第10項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項

とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- ６ 法附則第３０条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- ７ 法附則第３０条第８項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第１６条の２ 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- ２ 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第８３条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなし

て、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第 16 条の 3 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第 33 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 20 条の 3 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後にお

いて」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書
- (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第６項中「第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）」を「同条第４項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、附則第５条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成２８年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 新条例第４８条第３項及び第５項並びに第５０条第２項及び第４項の規定は、平成２９年１月１日以後に新条例第４８条第３項又は第５０条第２項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 新条例第６１条第８項及び附則第１０条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号。次項及び次条第２項において「改正法」という。）によ

る改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この項において「新法」という。）第３４９条の３の４に係る部分に限る。）の規定は、平成２８年４月１日以後に発生した新法第３４９条の３の３第１項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第３４９条の３の４に規定する償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３ 新条例第６３条の３第２項及び第７４条の２の規定は、平成２８年４月１日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第３４９条の３の３第１項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４ 平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成２８年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

２ 市長は、納付すべき軽自動車税（平成２８年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを天草市条例第８３条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第１３条第１項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第１８条第２項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（天草市条例第８７条及び第８８条の規定を除く。）を適用する。

３ 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２８年条例第３６号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条の2中天草市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

附則第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

(天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

議第 36 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第3号

専 決 処 分 書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 12 号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 37 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第4号

専 決 処 分 書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 13 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 38 号

天草市個人情報保護条例及び天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市個人情報保護条例及び天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市個人情報保護条例及び天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(天草市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 天草市個人情報保護条例（平成 18 年天草市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 25 条第 1 号エ中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 30 条第 2 項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

(天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年天草市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 39 号

天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立保育所条例の一部を改正する条例

天草市立保育所条例（平成 18 年天草市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市立佐伊津保育所の項及び天草市立浦和保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立佐伊津保育所及び天草市立浦和保育所を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 40 号

天草市税条例及び天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例及び天草市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例及び天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

(天草市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 14 項を第 15 項とし、第 13 項を第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項から第 9 項」を「附則第 8 項から第 10 項」に、「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 12 項とし、附則中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 第 4 4 項の条例で定める割合）

4 法附則第 15 第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中天草市税条例附則第 5 条の改正規定 平成 31 年 1 月 1 日

(2) 附則第 6 項の規定 平成 31 年 10 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

2 前項第 1 号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の天草市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 第 1 条の規定による改正後の天草市税条例第 6 1 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

5 第 2 条の規定による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

6 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第８２条及び新条例」を「天草市税条例第８２条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第８２条第２号ア（イ）	3,900円	3,100円
第８２条第２号ア（ウ）	6,900円	5,500円
a	10,800円	7,200円
第８２条第２号ア（ウ）	3,800円	3,000円
b	5,000円	4,000円
附則第１６条第１項	第８２条	天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第１６号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条
附則第１６条第１項の表	第２号ア（イ）	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア（イ）
第２号ア（イ）の項	3,900円	3,100円
附則第１６条第１項の表	第２号ア（ウ） a	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア（ウ） a
第２号ア（ウ） a の項	6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（提案理由）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 1 号

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 1 9 年天草市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第 2 条中「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 1 号。次項において「改正法」という。）の施行の日以降に新設され、又は増設される設備について適用する。
- 2 改正法の施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 2 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
五和町 城河原 二丁目	松ノ平	5 3 9 の 1 の全部	五和町 城河原 二丁目	東野

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 3 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
亀場町 食場	宇土	字春ノ上 1 3 7 6 に隣接する道路である公有 地の全部	亀場町 食場	春ノ上
亀場町 食場	春ノ上	1 3 7 6 の一部	亀場町 食場	宇土
亀場町 食場	春ノ上	1 3 9 9 の一部、1 4 0 0 の一部及び 1 4 0 4 の一部	亀場町 食場	宇土
亀場町 食場	宇土	字春ノ上 1 4 0 0、1 4 0 1 に隣接する道路で ある公有地の一部	亀場町 食場	春ノ上
亀場町 食場	春ノ上	1 4 0 2 の 1 の一部	亀場町 食場	宇土
亀場町 食場	テシゴベ ラ	1 6 1 0 の 3、1 6 1 0 の 1 9、1 6 1 2 の 3 及びこれらの区域に隣接する道路である公有 地の全部	亀場町 食場	春ノ上

亀場町 食場	テシゴ	1590の2の一部	亀場町 食場	宇土
亀場町 食場	テシゴベ ラ	1610の9	亀場町 食場	テシゴ
亀場町 食場	テシゴベ ラ	1610の8	亀場町 食場	テシゴ

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 4 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
亀場町 食場	下唐干田	2 0 5 2 の一部、2 0 7 7 の 1 の一部及び 2 0 7 7 の 3 の一部	亀場町 食場	唐干田
亀場町 食場	唐干田	2 0 3 4 の 1 の一部、2 0 3 5 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	亀場町 食場	下唐干田
亀場町 食場	堂ノ迫	2 0 1 2、2 0 1 8 の 1 及び 2 0 1 8 の 4 に隣接する水路である公有地の全部	亀場町 食場	野手

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 5 号

和解及び損害賠償の額の決定について

天草市民センター展示ホールにおいて、イベント参加者が食事をしていた際、ホール内壁の板が外れて倒れ、参加者の頭部を負傷させた事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 2 9 年 1 月 1 5 日（日曜日）
午後 0 時 2 0 分頃
- 2 事故発生場所 天草市東町 3 番地
天草市民センター展示ホール
- 3 和解の相手方 天草市在住者（女性、5 0 歳）
- 4 損害賠償の額 5 6, 7 1 0 円
- 5 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定するには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 6 号

和解及び損害賠償の額の決定について

天草市倉岳町の市道宮田棚底線と市道西ノ原大宮田支線の交差点において、宅配事業者の貨物車両が走行中、側溝蓋が跳ね上がり、当該車両が損傷した事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 2 9 年 3 月 5 日（日曜日）
午前 9 時 5 0 分頃
- 2 事故発生場所 天草市倉岳町宮田字平原 2 0 0 8 番 1 付近
- 3 和解の相手方 ヤマト運輸株式会社
- 4 損害賠償の額 4 1, 8 6 1 円
- 5 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定するには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 2 9 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 98,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,219,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		6,788,027	14,184	6,802,211
	2 国庫補助金	1,401,439	14,184	1,415,623
15 県支出金		3,567,326	13,250	3,580,576
	2 県補助金	1,232,512	12,750	1,245,262
	3 県委託金	130,714	500	131,214
17 寄附金		300,001	1,200	301,201
	1 寄附金	300,001	1,200	301,201
18 繰入金		3,288,001	59,587	3,347,588
	2 基金繰入金	3,288,001	59,587	3,347,588
20 諸収入		505,736	10,540	516,276
	5 雑入	296,687	10,540	307,227
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		40,671,809		40,671,809
歳 入 合 計		55,120,900	98,761	55,219,661

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,732,355	35,200	8,767,555
	1 総務管理費	8,032,716	35,200	8,067,916
3 民生費		17,273,027	22,435	17,295,462
	1 社会福祉費	5,111,322	1,159	5,112,481
	3 児童福祉費	6,303,390	21,276	6,324,666
4 衛生費		6,524,978	1,574	6,526,552
	2 環境費	3,392,247	1,574	3,393,821
5 農林水産業費		2,562,686	10,840	2,573,526
	1 農業費	1,350,927	1,540	1,352,467
	3 水産業費	884,215	9,300	893,515
6 商工費		1,542,004	26,549	1,568,553
	1 商工費	1,542,004	26,549	1,568,553
7 土木費		3,141,186	663	3,141,849
	2 道路橋梁費	1,663,324	663	1,663,987
9 教育費		4,963,888	1,500	4,965,388
	1 教育総務費	1,233,838	500	1,234,338
	7 社会教育費	559,167	1,000	560,167
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		10,380,776		10,380,776
歳 出 合 計		55,120,900	98,761	55,219,661

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

		(単位：千円)
事	項	期 間
瀬戸歩道橋操作並びに保守点検業務委託		限 度 額
		平成30年度～平成32年度
		2,846
		年度別内訳
		平成30年度
		663
		平成31年度
		949
		平成32年度
		1,234

平成29年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年6月5日提出

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)		
事 項	期 間	限 度 額
天草市営天草本渡斎場指定管理料	平成30年度～平成32年度	42,593
	年度別内訳	
	平成30年度	14,129
	平成31年度	14,167
	平成32年度	14,297

議第49号

平成29年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度天草市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	2,700,466 千円	1,516 千円	2,701,982 千円
第1項 営業費用	2,401,141 千円	1,516 千円	2,402,657 千円

第3条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道事業運転管理等業務委託	平成30年度～平成32年度	4,413 千円
	年度別内訳	
	平成30年度	947 千円
	平成31年度	1,471 千円
	平成32年度	1,995 千円

事 項	期 間	限 度 額
天草市簡易水道施設管理業務委託その 1	平成 3 0 年度～平成 3 2 年度	1, 179 千円
	年度別内訳	
	平成 3 0 年度	221 千円
	平成 3 1 年度	393 千円
	平成 3 2 年度	565 千円
天草市簡易水道施設管理業務委託その 2	平成 3 0 年度～平成 3 2 年度	1, 858 千円
	年度別内訳	
	平成 3 0 年度	348 千円
	平成 3 1 年度	619 千円
	平成 3 2 年度	891 千円

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

天 草 市 長 中 村 五 木

平成29年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度天草市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 事業費	1,852,338 千円	2,430 千円	1,854,768 千円
第1項 営業費用	1,686,436 千円	2,430 千円	1,688,866 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第1款 資本的収入	895,519 千円	11,400 千円	906,919 千円
第1項 企業債	437,900 千円	5,700 千円	443,600 千円
第2項 補助金	451,002 千円	5,700 千円	456,702 千円
		支 出	
第1款 資本的支出	1,568,438 千円	11,400 千円	1,579,838 千円
第1項 建設改良費	832,695 千円	11,400 千円	844,095 千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条の表中に定めた債務負担行為をすることができる限度額「271,000千円」を「322,900千円」に改め、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託	平成30年度～平成32年度	11,058 千円
	年度別内訳	
	平成30年度	2,372 千円
	平成31年度	3,686 千円
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託	平成32年度	5,000 千円
	平成30年度～平成32年度	247 千円
	年度別内訳	
	平成30年度	58 千円
	平成31年度	82 千円
	平成32年度	107 千円

（企業債）

第5条 予算第6条の表中に定めた起債の限度額「437,900千円」を「443,600千円」に改める。

平成29年6月5日提出

天草市長 中 村 五 木

